

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

日高村地球温暖化対策実行計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

高知県日高村

目次

第1章 基本的事項

- 1. 計画目的……………2
- 2. 運用……………2
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度……………2
- 3. 対象範囲……………2
- 4. 対象とする温室効果ガス……………3

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の温室効果ガス排出量……………3
- 2. 要因別の排出状況……………5
- 3. 削減目標……………5

第3章 具体的な取組

- 1. 太陽光発電の再生可能エネルギーの利用の促進……………5
- 2. 施設設備の改善等……………5
- 3. 物品購入等……………6
- 4. その他の取組……………6

第4章 推進・点検体制

- 1. 推進体制……………7
- 2. 点検体制……………7
- 3. 進捗状況の公表……………7

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。日高村の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

2. 運用

本村の温室効果ガス排出量の削減やエネルギーの使用の合理化を図るため、エコオフィス活動等を通じて組織的かつ効率的に推進していきます。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成30年度とし、計画期間を令和2年度～令和6年度までの5年間とします。

目標年度については、令和6年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

4. 対象範囲

実行計画は、本村が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

（対象施設一覧）

No.	施設名	No.	施設名
1	日高村役場	21	食品加工センター
2	江尻水源地	22	本郷多目的集会所
3	日高村保健センター	23	竜石排水ポンプ

4	日下小学校	24	国岡団地
5	日高中学校・学校給食共同調理場	25	日高村錦山公園
6	日高総合運動公園	26	下分サイレン
7	平野管理棟	27	日高村図書館
8	宮ノ谷ユニット	28	能津小学校
9	小村駅駐車場・駐輪場	29	日下公民館 分館
10	能津出張所	30	能津公民館
11	野鳥観察小屋	31	岩目地ふれあいプラザ
12	国岡集会所	32	光岩集会所
13	日高村情報センター	33	光岩体育館
14	日高村情報サブセンター	34	産業郷土資料館
15	下分ふれあいプラザ	35	小村児童公園トイレ
16	本郷ふれあいプラザ	36	日高中学校夜間照明
17	下分第4共同作業所	37	能津小学校グラウンド
18	西田憩の家	38	給食配膳室
19	西ノ越憩の家		
20	東部児童館		

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、5種類のガスのうち二酸化炭素を対象とします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

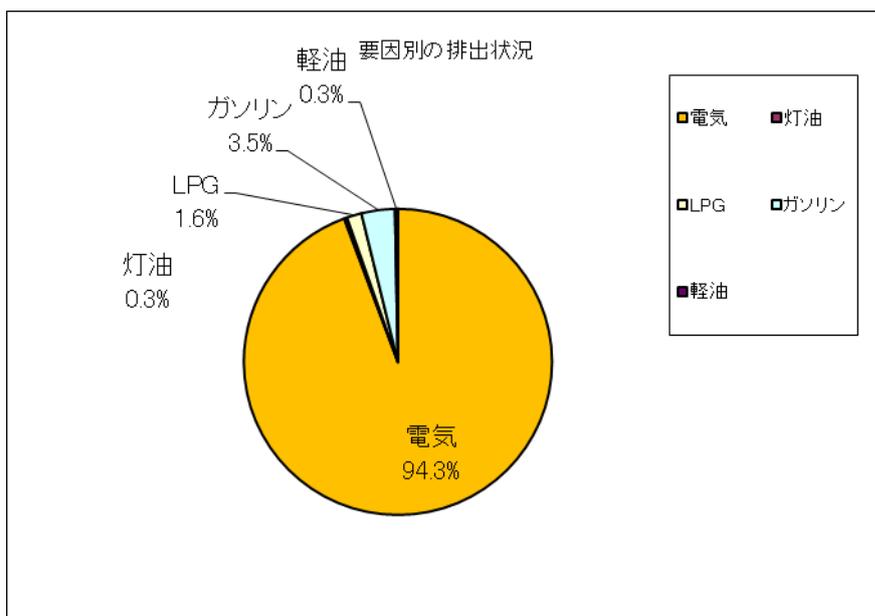
日高村の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、880,363kg-CO₂です。各施設における二酸化炭素排出量の詳細は別表のとおりです。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	880,363kg-CO ₂

別表							
(単位: Kg-CO2)							
No.	施設名	電力	灯油	LPG	ガソリン	軽油	合計
1	日高村役場	63,869.13	338.57	71.62	27,753.38	18,314.93	110,347.62
2	江尻水源地	384,478.68	0.00	0.00	0.00	0.00	384,478.68
3	日高村保健センター	23,737.03	357.49	6,430.52	1,476.34	0.00	32,001.39
4	日下小学校	36,572.64	89.62	116.97	0.00	0.00	36,779.24
5	日高中学校・学校給食共同調理場	100,707.51	0.00	0.00	0.00	0.00	100,707.51
6	日高総合運動公園	43,322.49	0.00	49.53	0.00	0.00	43,372.02
7	平野管理棟	12,934.81	0.00	0.00	0.00	0.00	12,934.81
8	宮ノ谷ユニット	214.34	0.00	0.00	0.00	0.00	214.34
9	身障便所	40.09	0.00	0.00	0.00	0.00	40.09
10	小村駅駐車場・駐輪場	186.58	0.00	0.00	0.00	0.00	186.58
11	能津出張所	633.76	0.00	0.00	0.00	0.00	633.76
12	野鳥観察小屋	1,952.69	0.00	0.00	0.00	0.00	1,952.69
13	国岡集会所	491.90	0.00	0.60	0.00	0.00	492.49
14	日高村情報センター	23,832.12	0.00	0.00	0.00	0.00	23,832.12
15	日高村情報サブセンター	2,960.64	0.00	0.00	0.00	0.00	2,960.64
16	下分ふれあいプラザ	6,759.10	502.88	66.84	1,170.12	297.53	8,796.47
17	本郷ふれあいプラザ	1,129.26	0.00	0.00	0.00	0.00	1,129.26
18	下分第4共同作業所	92.01	0.00	0.00	0.00	0.00	92.01
19	西田憩の家	2,576.68	0.00	4,470.03	0.00	0.00	7,046.71
20	西ノ越憩の家	1,297.34	0.00	2,023.75	0.00	0.00	3,321.08
21	東部児童館	219.99	0.00	0.00	0.00	0.00	219.99
22	食品加工センター	9,180.55	0.00	0.00	0.00	0.00	9,180.55
23	本郷多目的集会所	61,329.45	0.00	0.00	0.00	0.00	61,329.45
24	竜石排水ポンプ	46.77	0.00	0.00	0.00	0.00	46.77
25	国岡団地	8,497.96	0.00	0.00	0.00	0.00	8,497.96
26	日高村錦山公園	885.62	0.00	0.00	0.00	0.00	885.62
27	下分サイレン	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
28	日高村図書館	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
29	能津小学校	12,405.39	1,289.55	114.59	0.00	0.00	13,809.53
30	日下公民館 分館	420.97	0.00	0.00	0.00	0.00	420.97
31	能津公民館	2,392.67	0.00	0.00	0.00	0.00	2,392.67
32	岩目地ふれあいプラザ	5,848.29	0.00	0.00	0.00	0.00	5,848.29
33	光岩集会所	856.84	0.00	0.00	0.00	0.00	856.84
34	光岩体育館	22.10	0.00	0.00	0.00	0.00	22.10
35	産業郷土資料館	1,974.27	0.00	0.00	0.00	0.00	1,974.27
36	小村児童公園トイレ	794.64	0.00	0.00	0.00	0.00	794.64
37	日高中学校夜間照明	2,446.13	0.00	0.00	0.00	0.00	2,446.13
38	能津小学校グラウンド	29.81	0.00	0.00	0.00	0.00	29.81
39	給食配膳室	173.22	0.00	115.18	0.00	0.00	288.40
合計		815,313.48	2,578.11	13,459.63	30,399.84	18,612.47	880,363.53

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の94.3%と最も高く、次いでガソリン3.5%、LPG1.6%、灯油0.3%、軽油0.3%となっています。このことから分かるように、電気使用量の削減が二酸化炭素排出量削減への大きなポイントとなります。



3. 削減目標

平成30年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和6年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指します。

区分	基準年度排出量 平成30年度	削減目標	目標年度排出量 令和6年度
二酸化炭素 (CO ₂)	880,363kg-CO ₂	5%	836,345kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 省エネ機器や高効率照明器具の積極導入

電力消費の少ない省エネ機器や高効率照明器具を導入します。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入します。
- ・高効率照明への買い換えを順次行います。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図ります。

3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしません。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・リサイクル用紙の購入に努めます。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がけます。

- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。
- ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
- ・クールビズ・ウォームビズを推進します。
 - ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

村長を本部長、副村長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織します。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

(3) 事務局

事務局を産業環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、適宜村広報紙などにより公表します。